

地域共生社会の在り方検討会議（第2回）

令和6年7月29日

資料1

地域共生社会の実現に向けた 包括的な支援体制の整備等について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「地域共生社会の実現」に向けた包括的な支援体制の整備の位置づけ

(社会福祉法第4条第1項)

(社会福祉法第106条の3)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

- 市町村は、重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、**地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制**を整備するよう努めるものとする。

✓ 包括的な支援体制の整備のために、**市町村による実施が期待される施策**

- ① 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備
 - ※ 地域福祉活動への住民参加を促す者への支援、住民の交流の場・活動拠点の整備、住民への研修
- ② 地域住民等が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の整備
 - ※ 相談を包括的に受け止める場の整備・周知とバックアップ体制の構築、民生委員・保護司等の地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握
- ③ 地域住民等が相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制の構築
 - ※ 支援関係機関によるチーム支援、支援に関する協議・検討の場、支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携

市町村における包括的な支援体制整備にあたっての都道府県の役割

- 令和2年社会福祉法改正において、国及び都道府県の責務として、市町村において重層的支援体制整備事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨を規定。

社会福祉法 第6条第3項

国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

- 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）最終取りまとめ」（令和元年12月26日）では、市町村における包括的な支援体制の整備のために想定される都道府県の役割として、以下が提示されている。

市町村における包括的な支援体制の整備のために想定される都道府県の役割

想定される役割	具体的な取組
市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援	<ul style="list-style-type: none">・ 管内自治体の実態を把握した上での広域実施や他の事業との一体的実施などに向けた支援・ 管内自治体における先駆的取組やノウハウ等の情報収集及びそれらの情報の発信
市町村域を越える広域での人材育成やネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none">・ 包括的な支援体制の構築に係る人材の育成に向けた研修の開催・ 支援員同士や管内自治体相互のネットワークづくり、広域での地域づくりや参加支援等のバックアップ
広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応	<ul style="list-style-type: none">・ DV 被害者や性暴力被害者、刑務所や少年院からの出所者など、住民の身近な圏域で対応しがたい場合や、より専門的な支援が求められる場合等における対応 <p>(※) 対応の例</p> <ul style="list-style-type: none">・ 都道府県が自ら相談を受け、支援を行う。・ 市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業の実施・ 複数の都道府県域にまたがるケースの場合には、都道府県同士が連携し、対応する。

※ 上記のほか、

- ・ 小規模な自治体や自立相談支援機関を有しない町村に対するきめ細やかな支援
- ・ 参加支援について、生活困窮者自立支援制度の例に依り、事業の共同実施の調整や、都道府県への事業実施の委託の調整等 にも言及あり。